



平成 29 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 豊和銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 権藤 淳  
(コード番号 8559 福証)  
問 合 せ 先 総合企画部長 浜野 法生  
(TEL 097-534-2611)

第三者割当による E 種優先株式の優先配当金の配当率の決定並びに  
臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及び A 種優先株主様による  
種類株主総会招集等に関するお知らせ

株式会社豊和銀行（取締役頭取 権藤 淳）（以下「当行」といいます。）は、平成 29 年 2 月 10 日付で公表いたしました「第三者割当による E 種優先株式発行、A 種優先株式（自己株式）の取得並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、同日開催の当行取締役会において第三者割当による E 種優先株式発行について決議しておりますが、本日開催の当行取締役会において、未定であった E 種優先株式の優先配当金の配当率を決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、同日付で公表いたしました「臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及び A 種優先株主様による種類株主総会招集のための基準日設定並びに定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、当行は、平成 29 年 2 月 28 日を基準日として、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）、普通株主様による種類株主総会及び A 種優先株主様による種類株主総会を開催することとしておりますが、本日開催の当行取締役会において、本臨時株主総会並びに普通株主様、A 種優先株主様、B 種優先株主様及び D 種優先株主様による各種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催日時、開催場所及び付議議案について決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. E 種優先株式の優先配当金の配当率

配 当 年 率 2%

(注) 但し、平成 30 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当率 2% に基づき払込期日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき 1 年を 365 日とする日割計算により算出される割合とします。

<ご参考>

1. E 種優先株式募集の条件

① 発 行 新 株 式 数 E 種優先株式 8,000,000 株（上限）

② 発行価額	1株につき	1,000円
③ 発行価額の総額		8,000,000,000円(上限)
④ 増加する資本金及び 増加する資本準備金の額	増加する資本金の額	4,000,000,000円(上限)
	増加する資本準備金の額	4,000,000,000円(上限)
⑤ 申込期間	平成29年4月13日(木)～平成29年4月26日(水)	
⑥ 払込期日	平成29年4月27日(木)	

(注) 発行新株式数、発行価額の総額並びに増加する資本金及び増加する資本準備金の額は、平成29年3月28日に最終的に決定する予定です。

## 2. 今回の調達資金の使途

E種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限7,946,000,000円のうち、6,000,000,000円については、E種優先株式の発行の払込期日と同日である平成29年4月27日にA種優先株式の償還資金に充当し、その残額については払込期日以降に貸出金等に充当する予定です。

## 3. 発行条件等の合理性（払込金額の算定根拠及びその具体的内容）

当行は、E種優先株式の発行条件に関して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）にE種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。本臨時株主総会の招集に先立って行ったE種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、E種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出しております。

当行は、E種優先株式の配当年率の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、現時点の割当予定先候補との交渉結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、E種優先株式の配当年率を2%と決定しております。これらの事情を踏まえ、当行としては、E種優先株式の発行条件及び払込金額は会社法に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

## II. 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案

- (1) 開催日時 [A種優先株主様による種類株主総会]  
平成29年4月11日(火) 午前9時30分

[臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会]

平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午前 10 時 40 分

[B 種優先株主様による種類株主総会]

平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午後 1 時

[D 種優先株主様による種類株主総会]

平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午後 1 時 30 分

(2) 開 催 場 所 [臨時株主総会、普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会]  
大分市王子中町 4 番 10 号 当行本店 8 階会議室

[B 種優先株主様による種類株主総会及びD種優先株主様による種類株主総会]

大分市王子中町 4 番 10 号 当行本店 7 階第 1 会議室

(3) 目 的 事 項

- (ア) 本臨時株主総会 決議事項  
第 1 号 議 案 定款一部変更の件  
第 2 号 議 案 E 種優先株式発行の件
- (イ) 本種類株主総会 決議事項  
議 案 定款一部変更の件

以 上